

## 令和2年 健康保険 被扶養者現況調査（検認）実施について

平素は、当組合の事業運営に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険被扶養者現況調査を実施致します。下記をご確認いただき、ご協力賜りますようお願い致します。

### 1. 調査目的

被扶養者認定時に、健康保険法に基づいた厳正な資格審査を実施しておりますが、ご家族の生活状況は日々変化していると思われれます。本来該当しない人が被扶養者のままであると、健保財政に大きな影響を与え、将来的には保険料の引上げ等、被保険者の負担増に繋がります。そのため、ご家族が引き続き被扶養者の資格を満たしているかの確認を目的とするものです。尚、扶養調査については厚生労働省より毎年実施するように指導を受けております。

### 2. 調査対象者

下記に該当する被扶養者（令和2年4月1日以降に認定を受けた方は除く）

・ **令和2年3月31日以前に被扶養者認定を受けた被扶養者**

※但し、令和2年11月30日までに資格喪失された方（被保険者の事業所異動は対象）、令和3年4月1日までに75歳に到達する方は、対象外とします。

調査対象の条件に該当しない場合でも、当健康保険組合で必要と認める被扶養者は対象となりますのでご注意ください。

### 3. 提出書類と提出期限

- 健康保険被扶養者確認調書
- チェックシート（被扶養者の人数分）
- 住民票（世帯全員分の記載があるもの）
- 証明書類

※詳しくは「令和2年度健康保険被扶養者現況調査実施について」をご確認下さい。

### 4. 提出期限

**令和2年11月30日 必着**

### 5. ご注意およびご連絡

- (1) 対象の被扶養者または被保険者が令和2年11月30日までに喪失された場合は、原則、調査対象外となりますので提出は不要です（被保険者の事業所異動は対象）。令和2年12月1日以降に喪失された場合は、調査対象となります。

- (2) 実施要項は、同封の冊子をご確認いただき、認定要件を満たしていないことが分かった場合は、事業所へご連絡いただき、扶養削除の手続きをお願い致します。  
また、「健康保険被扶養者確認調書」にもその旨を記載のうえ、当組合へご提出下さい。
- (3) 提出書類を確認した結果、被扶養者に該当しないことが分かった場合は、その事実が発生した時点で資格が無くなります。また、提出期限を過ぎても確認調書並びに証明書の提出がない場合は、被扶養者の資格の確認ができないことから、令和2年12月1日付で被扶養者の資格が無くなり、資格喪失日以後にかかれた医療費等（健保負担分）は当組合へご返還いただく場合があります。